

重要事項説明書（主に家庭用のお客さま向け）

お客さまが京葉ガス株式会社（以下「当社」といいます。）にガス使用のお申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法にもとづき説明し、お客さまにご理解いただきたい主な供給条件は以下の通りです。

なお、ガスの供給および使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の契約条件詳細は、ガス小売供給約款（京葉ガス導管エリア外版）およびガス料金プラン定義書（以下「小売約款等」といいます。）に定めています。小売約款等は、当社の指定した特約店等（以下「営業所等」といいます。）のほか、当社ホームページ（<https://www.keiyogas.co.jp/sw/hng>）でご確認いただけます。

1. ガス使用契約のお申し込みおよび成立

- ・当社とガス使用契約の締結を希望される方は、あらかじめ小売約款等を承諾のうえ、当社指定の方法によりお申し込みいただきます。なお、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。
- ・お申し込みの受付場所は、営業所等といたします。
- ・お申し込みの際し、ガス使用契約の適用条件が満たされているかどうか、対象となる機器の所有状況等を確認させていただく場合があります。
- ・ガス使用契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

2. 契約開始日

- ・お申し込みいただいた小売約款等の契約開始日は、原則として以下の通りとなります。なお、契約開始日は、ガス使用契約締結後に、改めて書面にてお知らせいたします。

<当社の他のガス使用契約または他のガス小売事業者からの切り替えにより使用を開始する場合>
所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日の翌日
<引越し（転入）等で新たにガスの使用を開始する場合>
お客さまの希望する日

3. 最低利用期間

- ・下表のガス料金プランは、最低利用期間、契約を継続する場合に適用を申し込むことができます。

ガス料金プラン（主に家庭用のお客さま向け）	最低利用期間
バリュープラン（バリューほっと＜エネルギー宇宙エリア＞） 家庭用ガス温水暖房プラン（温水ほっと＜エネルギー宇宙エリア＞）	契約開始日からその前日 が属する月の翌月を起算 月として12か月目の月 の定例検針日まで

4. 当社からの使用量等のお知らせ方法

- ・当社からの使用量等のお知らせについて以下の方法より選択していただきます。

使用量等のお知らせ方法	料金表
①当社の会員サイト「ウィズ京葉ガス」	ガス料金プラン定義書に定める 料金表1が適用されます。
②書面	ガス料金プラン定義書に定める

	料金表 2 が適用されます。 (料金表 1 に 110 円 (税込) が加算されます。)
--	--

5. 領収書の発行

- ・前項の表①を選択し、また料金等を口座振替の方法によりお支払いいただくお客さまの毎月の料金明細は、会員サイト「ウィズ京葉ガス」でご確認いただけます。なお、書面による領収書の発行を希望する方は、当社の指定する方法により申し込みいただき、当社は所定の手数料を申し受けます。

6. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更および解約

- ・ガス使用契約の変更および引越し（転出）等に伴う解約については、当社指定の方法によりお申し込みください。
- ・他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へお申し込みください。
- ・対象機器の撤去等で小売約款等に定める適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へご連絡いただきます。

7. 当社からのガス使用契約の変更および解約

- ・当社は、民法第 548 条の 4 の定めにより小売約款等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売約款等によるものといたします。その場合には、あらかじめ当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合はガス使用契約を解約することができます。
- ・当社は、お客さまに契約違反があった場合（適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、ガス使用契約を解約できるものといたします。
- ・当社は、ガス料金等の支払期日を経過してなお、お支払いいただけない場合には、ガス使用契約を解約させていただく場合がございます。
- ・当社は、ガス料金等のお支払い方法が、口座振替またはクレジットカード払いでお支払いいただけない場合、ガス使用契約を解約させていただく場合がございます。

8. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法等

- ・一般ガス導管事業者は、あらかじめ定めた日に毎月 1 度検針を行います。
- ・一般ガス導管事業者が託送供給約款の定めにもとづき算定したガス量を、その料金算定期間のガス使用量とします。
- ・ガス料金は、1 か月あたりの基本料金と 1 m³ あたりの単位料金にガス使用量を乗じた従量料金を合計して算定いたします。
- ・新たにガスの使用を開始し、または解約を行った場合等において、小売約款等の定めにもとづき、ガス料金を日割計算により算定する場合があります。
- ・ガス使用量によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。また、ガス料金シミュレーションの結果は一定の試算条件にもとづく推定値であり、実際とは異なります。

9. ガス料金の支払いについて

- ・ガス料金は、原則として口座振替、クレジットカード払いのうち、いずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、その他当社の指定する方法により、お支払いいただくことがあります。
- ・お客さまが料金を払込みの方法で支払われる場合は、当該払込書の発行・送付等に係る事務手数料として275円（税込）をお客さまに請求いたします。なお、本手数料は、原則として、当該払込書の発行直後に支払義務が発生するガス料金とあわせてお支払いいただきます。
- ・お客さまによる払込書の紛失等により、払込書の再発行又は当社が適当と判断した方法にてお支払いいただく場合（以下、払込情報の再発行といいます。）は、原則として、発行・送付等に係る事務手数料として330円（税込）をお客さまに請求いたします。なお、本手数料は、払込情報の再発行直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- ・ガス料金の支払義務は、小売約款等の定めにもとづき、検針日、使用量の算定に関し協議の成立した日等に発生し、支払期日は、小売約款等に定める支払期日起算日から起算して30日目（30日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日）といたします。
- ・お客さまが支払期日を経過してもなおガス料金を支払われない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じた延滞利息を申し受けます。
- ・支払期日を経過してもなおガス料金（当社とその他の契約のガス料金を含みます。）、延滞利息または小売約款等に定めるその他の債務についてお支払いがない等、一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止および解約することがあります。

10. 単位料金の調整

- ・当社は、毎月、ガス料金プラン定義書に定める平均原料価格が、ガス料金プラン定義書に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、ガス料金プラン定義書に定める料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金は原料価格の高騰等により大きく変動することがあります。

（例：2022年7月適用の平均原料価格94,050円/t、2022年11月適用の平均原料価格122,250円/t（調整単位料金として+24.81円/m³変動））

11. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- ・当社は、次に定める熱量、圧力および燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス機器は13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	45メガジュール
	最低熱量	44メガジュール
ガス栓の出口における圧力	最高圧力	2.5キロパスカル
	最低圧力	1.0キロパスカル
燃焼性	ガスグループ	13A

1 2. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合には、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款にもとづきお申し込みいただきます。
- ・内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ・ガスメーターは一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- ・供給管は一般ガス導管事業者の所有とし、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの都合で供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- ・本支管および整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます。）は、一般ガス導管事業者の所有とし、託送供給約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- ・その他設備に関するお客さまの費用負担については、託送供給約款の定めに従うものといたします。

1 3. お客さまの責任および協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下の通りです。
- ① 必要な業務のために実施するお客さまの土地および建物へ立入ること。
- ② 災害の発生等によりガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止または制限すること。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただくこと。
- ⑤ 内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。
- ⑦ ガス使用に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対して必要なお客さまの協力等、託送供給約款に定められるお客さまが遵守すべき事項を遵守していただくこと。

1 4. 契約解除（クーリングオフ※）に関する事項

- ※「特定商取引に関する法律」の適用を受けて、お客さまが当該お申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことをいいます。
- ・当社または当社の代理店等からの勧誘を受けてお申し込みされた場合、お客さまが本書面を当社から受領した日より起算して8日を経過する日までの間は、書面により無条件に契約のお申し込みの撤回または契約の解除ができます。
- ・クーリングオフの効力は、お客さまが書面を発信したとき（郵便消印日付）、または電磁的記録を発信したときから生じます。書面の場合は、当社宛てに郵送（簡易書留扱いが確実です。）していただき、電磁的記録の場合は、当社ホームページの「インターネットお客さま窓口」をご利用ください。

・ 発信する書面または電磁的記録には以下の内容をご記載ください。

①お客さまご住所・お名前(漢字およびカナ)・お電話番号

②クーリングオフのお申し出年月日

③お申し込みを撤回または契約を解除する内容

(例:「ガス使用契約申込」または「ガス使用契約」)

④③のお申し込みを撤回または契約を解除する意向

(例:「ガス使用契約申込を撤回します」または「ガス使用契約を解除します」)

・ この場合、お客さまは、損害賠償または違約金を支払う必要はなく、当該契約にもとづき既にガスが供給されていた場合においても、当該ガスの供給に係る対価その他の金銭を支払う必要はありません。

・ なお、お客さまがクーリングオフにより契約を解除されると無契約状態となり、ガスの供給が停止されるおそれがありますので、新たに当社の小売約款等、一般ガス導管事業者の最終保障供給約款にもとづく契約または他のガス小売事業者と契約いただく必要があります。

15. その他

- ・ 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- ・ 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。
- ・ 従前のガス小売事業者との契約を解除することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。

16. お客さま情報の取り扱いについて

- ・ 業務機会を通じてお客さまより取得する個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従って利用いたします。なお、プライバシーポリシーの詳細は、当社ホームページ等でご確認ください。

ガス小売事業者	販売担当者(媒介事業者等)
事業者名: 京葉瓦斯株式会社 代表者名: 取締役社長 社長執行役員 江口 孝 登録番号: A0096 住所: 千葉県市川市市川南2丁目8-8 問い合わせ先: 京葉ガスお客さまコンタクトセンター(047-313-9683) 受付時間: 月曜日～土曜日 9:00～19:00 休業日: 日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)等	